



最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び
関係使用者の意見聴取に関する公示

石川労働局一般公示第 36 号

石川地方最低賃金審議会は、石川県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、石川県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 6 年 7 月 24 日までに、石川地方最低賃金審議会（金沢市西念 3 丁目 4 番 1 号石川労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

令和 7 年 7 月 10 日

石川労働局長 八木 健一